

## 大阪市告示第136号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

### 1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立	令和8年2月3日（火）から同月8日（日）まで
城東屋内プール	令和8年2月10日（火）から同月15日（日）まで
水泳場	令和8年2月17日（火）から同月23日（月）まで
トレーニング場	令和8年2月25日（水）から同月28日（土）まで

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立		
城東屋内プール		午前9時から
水泳場	令和8年2月1日（日）	午後7時30分まで
トレーニング場		

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）